

名古屋都市計画緑化地域

平成 31 年 4 月 1 日告示

種 類	面 積	緑 化 率 の 最 低 限 度		備 考
緑化地域	約 30,258ha	建蔽率が 5／10 以下の 区域	2／10	
		建蔽率が 5／10 を超え 6／10 以下の区域	1.5／10	
		建蔽率が 6／10 を超え る区域	1／10	
次の各号のいずれかに該当する建築物については、上記に定める緑化率の規定は適用せず、当該各号に定める緑化率を適用する。				
1 建蔽率が 5／10 以下の区域において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 53 条第 3 項の規定により、建蔽率が 5／10 を超える場合、建蔽率が 6／10 以下となる建築物の緑化率の最低限度は 1.5／10 と定め、建蔽率が 6／10 を超える建築物の緑化率の最低限度は 1／10 と定める。				
2 建蔽率が 5／10 を超え 6／10 以下の区域において、建築基準法第 53 条第 3 項の規定により、建蔽率が 6／10 を超える建築物の緑化率の最低限度は 1／10 と定める。				

（注意事項）

- 1 緑化率は都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 34 条第 2 項に規定する緑化率をいう。
- 2 建蔽率は建築基準法第 53 条第 1 項の規定による建築物の建蔽率の最高限度とする。